

インドネシア情報通信の今

在インドネシア日本国大使館 一等書記官 まえだ きょうたろう
前田 京太郎



1. はじめに

2014年6月25日に一等書記官としてインドネシアに赴任して、早くも2年と少しが経過した。インドネシアのような、変化や成長に向けたエネルギー溢れる国にとっては、2年という時間は何かを成し遂げるのに十分な長さであるとともに、他国には見られない特有の事情から短すぎるものでもある。インドネシアという国を現地で見てきた自分が、このいただいた貴重な機会を何をお客様にお伝えすべきか考えた結果、敢えてデータの紹介やそれに基づく分析を一旦横に置いて、より自分の直感に基づく状況の解説をここに記載すべきではないかの結論に至った。

皆様御推察のとおり、インドネシアにおける各種データはその精度が疑わしいのが残念ながら事実である。そのため、それに基づく分析の意義は限定的になってしまうということがそのような結論に至った理由の1点目であり、2点目は、日頃の業務を通じてルディアントラ通信情報大臣を含むインドネシア通信情報省幹部と頻繁にやり取りさせていただくという貴重な機会をいただいている以上、そこから得られたものこそ皆様と共有すべきであると考えたためである。

これにより、本稿はインドネシアの情報通信事情全体を俯瞰するものとは必ずしもならないことを何卒御理解いただきたい。また、筆者はインドネシアという国、その文化、そしてそこに生きる皆様を心から愛していることにも御留意いただければ幸いである。

2. インドネシア情報通信事情のキーワード

インドネシアの情報通信事情を「感じる」上で、キーワードとなるものを挙げてみたい。

(1) モバイル

インドネシア、特にジャカルタ市街を見渡せば、至るところで人々がスマートフォンを含む携帯電話を操作し、オンラインコンテンツを楽しんでいる。日本を含む先進国においても、モバイルブロードバンドの利用は大きく進展し、同様の姿が数多く見受けられることから、モバイルというキーワードは世界中の情報通信事情共有のものではないかの指摘もあろうかと思うが、インドネシアにおいてはも

う少し事情が異なっている。

かなり乱暴な言い方をすれば、インドネシアにおいて、ブロードバンドというものはモバイルブロードバンドとほぼイコールであり、有線ブロードバンドなるものの存在感はほぼ無い。有力な企業であっても、事業用のネットワークに有線ブロードバンドを一切利用せず、モバイルブロードバンドのみを利用している例も少なくないと聞いているほどである。もちろん、一般家庭における有線ブロードバンドの利用はほぼ無いと考えていただいて差し支えない。(データによる分析は一旦横に置くと申し上げた舌の根も乾かぬ内に恐縮だが、“Time series by country (until 2015)” (ITU Statistics) によれば、インドネシアの有線ブロードバンドの普及率はわずか1%程であり、ASEAN諸国で比べればフィリピンやベトナムよりも低い。)

このような状況を生み出している理由の主なものとして頻繁に指摘されるのが、インドネシア、特にジャカルタにおける深刻な地域独占である。各大型ビル等施設保有者は、その施設に、自社が保有する通信事業者以外の回線の敷設を許可しないことで、物理的に入居者の有線ブロードバンドサービスの選択肢を制限してしまっている。このような状況を打破できるほどに通信政策上の各種ルールは整備されていないことから、有線ブロードバンドサービス間での競争はあまり行われておらず、結果として利用料が高額な割に速度も安定性も低いものとなっている。

(2) 移動体通信事業者の経営難

有線ブロードバンドがほぼ利用されず、モバイルブロードバンドがほぼブロードバンドと同義となっているインドネシアであれば、さぞ移動体通信事業者は儲かっているのだろうと思われるかもしれないが、実態は全くの逆、というのがキーワードの2点目となる。

インドネシアの移動体通信事業者というと、元国営企業のテレコムセル、いわゆる外資系企業のXLアクシアタ、元国営企業で国際通信に関して排他的事業権を有していたインドサット(現在の社名は正確にはインドサット・オーレドゥー)がいわゆる大手三社で、ほかにも財閥等が有する事業者が複数存在しているが、この中で移動体通信事業



から十分な利益を得ていると言えるのはシェア第1位のテレコムセルのみであり、他事業者は軒並み利益を得られていないと言って差し支えない状況にある。

このような状況を生み出している最大の理由は、通信情報省幹部も指摘するところであるが、過当競争と言われている。モバイルブロードバンドに限らず、もちろん通話においても携帯電話がその主流となり利用がいくら進んだとしても、通信料金があまりに安すぎるために利益を得ることが難しくなっている。また、インドネシアの利用者は、複数のSIMカードを使い分けることで相手先に応じた安い通話料のサービスを利用し、更には大量のデータをやり取りする際には街中にある無料Wi-Fiを利用することで、移動体通信事業者への支払いを安く済ませている。このため、一説では、スマートフォンの普及に伴い少しずつ上昇しているものの、インドネシアの移動体通信利用者が支払う月あたりの使用料は未だ5USドルにも満たないとも言われている。

なお、ルディアンタラ通信情報大臣を含めて通信情報省としてもこのような状態には頭を痛めており、過当競争を解決するために事業者の数を減らそうとしているが、民間事業に直接手を入れるわけにもいかず、実際にはその数を減らせてはいない。また、このような状態から、各移動体通信事業者はインフラ整備に資金を投入することが難しく、それがインドネシアの通信インフラ整備が円滑に進んでいないことの一因となっている。

(3) デジタルディバイド

通信インフラ整備という観点からキーワードとして必ず挙げられるものが、デジタルディバイドである。筆者の拙い説明よりも、インドネシアの地図を一度御覧いただくだけで、その難しさが御理解いただけるのではないと思う。インドネシアという国は非常に広大な上、数多くの島から成り、更には陸地も火山等あり決して平坦ではない。このような国全土に、ブロードバンドを行き渡らせることが容易ではないことは明らかである。この点はインドネシア政府ももちろん理解しており、例えばジャワ島以外の地域の発展を非常に重視しているジョコウィ大統領が就任後に掲げた「中期開発計画2015-2019」においても、主な都市や地域におけるブロードバンド利用可能率を100%とすることが重要な目標の一つとして掲げられ、海底ケーブル等から成る基幹網を全土に行き渡らせるパラパリングプロジェクトといった各種取組みが進められているが、まだまだ道半ばといったところである。通信情報省幹部と話して

も、やはり最後のアクセス網をどうするのか、といった点が大き課題となっている。

3. ルディアンタラ通信情報大臣のお人柄

各キーワードから感じていただけるとおり、インドネシアの通信情報産業は成長に向けたエネルギーを大量に保有しつつも決して課題も少なくないものとなっているが、その適切な発展を目指して、ジョコウィ大統領が2014年10月の就任の際に指名したのが、ルディアンタラ通信情報大臣である。

ルディアンタラ大臣は、元々政治家や官僚ではなく、いわゆるビジネスマンである。また、各通信事業者の要職を歴任しており、大臣就任時はインドサットの理事であったし、テレコムやXLアクシアタにおられたこともある。そのため、情報通信産業には技術面も含めて非常に詳しく、その道のプロである通信情報省幹部も、大臣室に明朝呼ばれると知った際には、夜中まで勉強して同大臣とのやり取りに備えるそうである。現在の通信情報省が行う情報通信政策の中には、明確に同大臣が特に強いリーダーシップを発揮して取り組まれているものも多く、後述する第4世代移動通信システムに関するローカルコンテンツ規制やOTT規制、通信事業者のネットワーク共有化政策はその最たる例である。

実際にお会いすると、筆者にも「マイフレンド」と声をかけて肩を組んでくださるような、決して近づきたい雰囲気をお持ちでない、むしろ親しみやすい方という印象を持つ。とはいえ、仕事に甘いということではもちろんなく、情報通信に関する話をする際にはまさにプロとして、しっかりとした議論を行われる。そのため、同大臣にお目にかかる際には、敬意を払いつつも、同席者のランクに妙にこだわるようなことはせず、常に実務面での詳細な話ができるよう心がけている。

4. インドネシアの情報通信政策

ルディアンタラ通信情報大臣がプロであることもあって、現在の情報通信行政は同大臣の強力なリーダーシップの下で運営されている。その中でも特に同大臣が力を入れて取り組まれているものについて、ここで取り上げたい。

(1) 第4世代移動通信システムに関するローカルコンテンツ規制

インドネシアにおいては情報通信分野に限らず、製品を海外から輸入するのではなく逆に輸出することで外貨を得



ることができるまでに産業を発展させることが最重要課題の一つとなっている。ルディアントラ大臣は、情報通信分野においては特に携帯電話端末の多くがインドネシアにおいて輸入超過となっていることに強い危機感を抱いており、少なくとも第4世代（4G）以降、いわゆるスマートフォンからは輸入に頼らず、逆に輸出できるまでに国内の関連産業を発展させたいと考え、2015年7月からローカルコンテンツ規制を導入することとした。なお、実際の規制においては、ローカルコンテンツ規制の対象はスマートフォンに限られておらず、現在のところ、LTEを用いた通信端末は20%の、無線基地局設備は30%のローカルコンテンツ率を満たすことが求められており、2017年1月以降は利用する周波数帯に応じて各機器に求められるローカルコンテンツ率が順次増やされていくこととされている。

本規制は導入前から現在に至るまで、数多くの議論を呼んでいるが、特筆すべきはインドネシア国内事業者も導入に全面的に賛同しているという状況ではないということである。インドネシア国内事業者がスマートフォンを製造するためには、未だ輸入に頼らざるを得ない部品が多く存在することから、本規制におけるローカルコンテンツ率を満たすことが難しい事業者も多い。また、そもそもこのローカルコンテンツ率をどのように算出するのかという点が正確には未だ（2016年8月上旬時点）議論中であり、現在は通信情報省が第4世代移动通信システムに関するローカルコンテンツ規制を打ち出す前に制定されていた古い規定に基づいて算出が行われているものの、今後はその古い規定に含まれていなかったソフトウェアのローカルコンテンツ率も算出式の要素として加えることが議論されている等その詳細が見えていない状況にある。

そのため、通信情報省としても、本規制について折に触れてインドネシア国内事業者や海外事業者等に対して説明及び意見交換を行っており、例えば、通信情報省次官級がセミナーを開催し、その際の質疑応答の中で各事業者が意見を提出する等が行われている。このような動きも踏まえれば、第4世代移动通信システムに関するローカルコンテンツ規制は引き続き実施されていくものの、その細部については各意見も踏まえて柔軟に対応していく可能性もあるように思われる。

(2) OTT規制

スマートフォンに関する問題意識と同様に、Over The Top (OTT) についても、これを通じてインドネシアの富

が流出しているのではないかと、更には本来国内にとどめておくべき情報も共に流出してしまっているのではないかと危機感をルディアントラ大臣は抱いており、その是正のために、OTT規制の導入を目指している。なお、本規制の中のOTTの定義はかなり幅広く、インターネットを通じて提供されるアプリケーションやコンテンツサービスは全て含まれ得るとお考えいただいて差し支えない。

当初2016年4月に通信情報省が公表したOTT規制案概要にはかなり踏み込んだ内容が含まれており、例えばOTT事業者にはコンテンツ内容を検閲するための機能を備えることや、未だ詳細が不明なインドネシアのナショナルペイメントシステムなる決済サービスを利用することが義務付けられていたが、概要公表後のインドネシア国内・海外事業者との意見交換を経て、一先ずはより実施に障害の無い形に落ち着いていっているようである。

ただし、インドネシアの富の海外流出を防ぐという観点からの、海外のOTT事業者がインドネシアにおいて事業を行う際には何らかの形でインドネシア政府への納税を求めるという姿勢は変わっておらず、この点については通信情報省として財務省等関係省庁との協議を続けているとのことである。何らかの形の具体的なものとして、当初海外のOTT事業者に義務付けられようとしていた、インドネシア法人の設立及びそれによる納税はその後の議論も経て唯一の方法ではなくなり、インドネシア通信事業者との協業等がその他の選択肢として議論の俎上に上がっているが、少なくとも何らかの対応を求められる可能性は高いように思われる。

(3) 通信事業者のネットワーク共有化政策

2016年8月上旬現在、最もルディアントラ大臣が注力している政策は、この通信事業者のネットワーク共有化ではないかと思われる。当地の有力な経済誌であるテンポ誌の2016年8月7日号にも、ネットワーク共有化に関する特集記事が掲載される等、メディアにおける注目度も高く、またこの記事の中では、同大臣がインタビューに答える形で自らネットワーク共有化政策を説明している。

詳細は未だ議論中であるが、ルディアントラ大臣の発言等を踏まえれば、通信事業者にネットワーク共有を義務付けることはないものの、通信事業者が持つ周波数やアクセス網を他の事業者と共有することを求めていく方針のようである。なお、これらを実現するための法改正も現在準備されている。



この政策に対する通信事業者の動きは明確で、既にインドネシア全土にインフラ整備のために巨額を投じているテレコムは、ネットワーク共有が容易になることでインフラ投資のインセンティブが削がれることから本政策は国民の利益に叶わないと主張しているのに対し、他の通信事業者は無用な設備競争が避けられることから国民に対して安価かつ良質なサービスを提供可能となると主張し、歓迎している。

先に述べたように、デジタルディバイドの解消は喫緊の課題であり、ルディアントラ大臣がこの政策を解決の一助としたいと考えているのは明白である。今後詳細について、特に通信事業者にネットワーク共有を本当に義務化しないのか、しない中でどのように促していくのか等を注視していく必要がある。

5. 日インドネシア間における情報通信分野の協力

インドネシアは日本にとってあらゆる面で重要国であり、それは情報通信分野においても同様である。そのため、総務省としては、これまで結んできた協力合意文書の期限が切れるタイミングを捉えて、その協力合意を更に拡大させることとした。

新たな合意文書の締結のためもあって、総務省は2015年9月、ルディアントラ通信情報大臣を日本に招聘し、高市総務大臣との会談を行っていただくとともに、日本企業やNHKを視察いただいた。高市総務大臣とルディアントラ通信情報大臣という両国情報通信政策のトップが直接会談した上で、意見交換を行った上で更なる協力を合意し、それを示す2種類の文書に署名したことは、両国間の情報通信分野における協力の進展という文脈では大きな意義を持つ。今後はこれら文書をレビューしつつ、更に協力の枠組みを広げていきたいと考えている。詳細については、総務省の2015年9月17日付け報道発表資料「高市総務大臣の



■写真. 協力覚書及び協力パッケージ（2種類の協力合意文書）署名式の様子

インドネシア通信情報大臣との会談等の結果」を参照いただきたい。

6. おわりに ～日本への期待～

以上、とりとめなくインドネシアの情報通信事情について説明してきたが、最後にそのようなインドネシアが日本にどのような期待を抱いているのか、私見を述べたい。

日本企業の製品や技術に対して、インドネシア政府及び企業が、引き続き強い信頼を寄せてくださっていることは誇るべき事実であると思う。これには、現在日本側が提供できる製品や技術のみならず、これまでの日本側の貢献への評価も含まれている。特に、長期間に渡り日本製品を利用してきたことから、新たな調達の際にも自らの経験から信頼できる、同じ日本製品を導入したいと考えてくださっていることは大きく、この点は諸先輩方の御尽力に畏敬の念を抱かずにはいられない。

また、よく指摘されるような、日本製品はその品質が高く評価されるものの、その価格があまりに高すぎて購入につながらないという点については、必ずしもそうではない場合も見られるように感じている。確かに安ければ喜ばれることも事実ではあるが、過度に安価に製造された製品があまりに適切に動かなかったり、また安価に請け負われたプロジェクトが進捗しなかったりといった経験をインドネシア側も積んできており、単純な見た目の安さに次第に懐疑的になってきているように思われる。この点は、いわゆるぱっと見の価格がどうしても競争相手と比べて安くない日本製品にとっては追い風のように感じている。

その反面、日本は自分達インドネシアの要求に意外に細かく応えてくれないという指摘が実は根強いように思う。なお、この日本というものには日本政府による支援といった各種政策も含まれており、筆者としても反省が必要だと感じている。インドネシア側の要求の中には、とても応えられない、また応える必要が明らかでないものが含まれていることも事実であるが、競争相手となる他国やその企業が相当程度インドネシア側の要求に応えていることを踏まえれば、でき得る限りの対応をしていくことが必要ではないだろうか。

インドネシアほど将来性豊かな国であり、かつ日本にこれまででもそして今も強い期待を抱いてくれている国というのは、広く世界を見ても実はそれほど無いのではないだろうか。本稿が、そのような、今後も日本にとって重要国であり続けるインドネシアの情報通信分野の理解の一助となれば幸いである。